

監査基準報告書 610「内部監査人の作業の利用」の改正について

2023年1月12日

日本公認会計士協会

新	旧
監査基準報告書 610	監査基準報告書 610
<b>内部監査人の作業の利用</b>	<b>内部監査人の作業の利用</b>
2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 改正 2022年10月13日 <u>最終改正 2023年1月12日</u>	2011年12月22日 改正 2015年5月29日 改正 2019年6月12日 改正 2021年1月14日 改正 2021年6月8日 改正 2022年6月16日 <u>最終改正 2022年10月13日</u>
日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号)	日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第30号)
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省略)
《Ⅱ 要求事項》 (省略)	《Ⅱ 要求事項》 (省略)
《Ⅲ 適用指針》 (省略)	《Ⅲ 適用指針》 (省略)
《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》	《2. 内部監査人の作業の利用の可否、利用する領域及び利用の程度の判断》
《(1) 内部監査機能の評価》 (省略)	《(1) 内部監査機能の評価》 (省略)
《経営者による指示と手続に対する評価》(第3項(1)①参照) (省略)	《経営者による指示と手続に対する評価》(第3項(1)①参照) (省略)
A13. 監査の目的に照らして内部監査人の作業を利用することができないと結論付ける際には、個々の要因の検討だけでは十分でないこともあるため、本報告書のA7項、A8項及びA11項で記載されている個々の要因を総合的に検討することが重要である。例えば、内部監査機能の組織上の位置付けは、内部監査人の客観性の阻害要因を評価する上で特に重要である。内部監査人が経営者に直接報	A13. 監査の目的に照らして内部監査人の作業を利用することができないと結論付ける際には、個々の要因の検討だけでは十分でないこともあるため、本報告書のA7項、A8項及びA11項で記載されている個々の要因を総合的に検討することが重要である。例えば、内部監査機能の組織上の位置付けは、内部監査人の客観性の阻害要因を評価する上で特に重要である。内部監査人が経営者に直接報

新	旧
<p>告している場合、本報告書のA7項に記載されているような他の要因が客観性に対する阻害要因を許容可能な水準とするための必要なセーフガードとなっていない限り、客観性について重大な阻害要因となる。</p> <p>A14. さらに、我が国における職業倫理に関する規定によると、監査人が被監査会社から内部監査に関する業務を受嘱し、当該業務の結果が監査業務に利用される場合には、自己レビューという阻害要因が生じる。これは、内部監査の結果について、監査チームが適切に評価することなく、又は監査事務所に所属しない者によって実施された内部監査人の作業に対して適用するのと同程度の職業的懐疑心を適用することなく、利用する可能性があるためである。我が国における職業倫理に関する規定は、特定の状況において適用される禁止事項（例えば、公認会計士法上、大会社等に対して内部監査の外部委託に関する業務の提供は禁止されている。）、及びその他の状況において阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用することができるセーフガードについて記載している（倫理規則第605.1項、R605.2 A1項、R605.2 A2項、R605.3項、第605.3 A1項、第605.3 A2項、第605.4 A1項から第605.4 A3項、第605.5 A1項、R605.6項及び第605.6 A1項参照）。</p> <p><b>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》</b></p> <p><b>《利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定に影響する要因》</b>（第13項から第15項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>A16. 監査人が利用可能な内部監査人の作業の例には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制の運用評価手続</li> <li>・ 複雑な判断を伴わない実証手続</li> <li>・ 棚卸資産の实地棚卸の立会</li> <li>・ 財務報告に関連する情報システムにおける取引のウォークスルー</li> <li>・ 法令の要求事項の遵守状況のテスト</li> </ul> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。</li> <li>・ 本報告書（2023年1月12日）は、2024年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び</li> </ul>	<p>告している場合、本報告書のA7項に記載されているような他の要因が客観性の阻害要因を許容可能な水準とするための必要なセーフガードとなっていない限り、客観性について重大な阻害要因となる。</p> <p>A14. さらに、我が国における職業倫理に関する規定によると、監査人が被監査会社から内部監査に関する業務を受嘱し、当該業務の結果が監査業務に利用される場合には、自己レビューのおそれが生じる。これは、内部監査の結果について、監査チームが適切に評価することなく、又は監査事務所に所属しない者によって実施された内部監査人の作業に対して適用するのと同程度の職業的懐疑心を適用することなく、利用する可能性があるためである。我が国における職業倫理に関する規定は、特定の状況において適用される禁止事項（例えば、公認会計士法上、大会社等に対して内部監査の外部委託に関する業務の提供は禁止されている。）、及びその他の状況において阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するために適用することができるセーフガードについて記載している（倫理規則R605.2 A1項、R605.2 A2項、R605.3項、第605.3 A1項、第605.3 A2項、第605.4 A1項から第605.4 A3項、第605.5 A1項、R605.6項及び第605.6 A1項参照）。</p> <p><b>《(2) 利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定》</b></p> <p><b>《利用可能な内部監査人の作業の種類及び範囲の決定に影響する要因》</b>（第13項から第15項参照）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>A16. 監査人が利用可能な内部監査人の作業の例には以下が含まれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内部統制の運用評価手続</li> <li>・ 複雑な判断を伴わない実証手続</li> <li>・ 棚卸資産の实地棚卸の立会</li> <li>・ 財務報告に関連する情報システムにおける取引のウォークスルー</li> <li>・ 法令の要求事項の遵守状況のテスト</li> <li>・ 特定の状況における、グループの重要な構成単位ではない子会社の財務情報の内部監査（監査基準報告書600「グループ監査」の要求事項と矛盾しない場合）</li> </ul> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><b>《IV 適用》</b></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本報告書（2022年10月13日）のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日から適用する。ただし、倫理規則（2022年7月25日変更）と併せて早期適用することを妨げない。なお、品質管理に関する事項は、2022年6月16日付け改正の品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」と同時に適用する。</li> </ul>

新	旧
<p>同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。また、公認会計士法上の大規模監査法人以外の監査事務所においては、2024年7月1日以後に開始する事業年度に係る財務諸表の監査及び同日以後開始する中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用する。ただし、それ以前の決算に係る財務諸表の監査及び中間会計期間に係る中間財務諸表の中間監査から適用することを妨げない。その場合、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号「監査業務に係る審査」(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」(2022年6月16日)と同時に適用する。なお、2022年6月16日付けで改正された品質管理基準に関する事項は、品質管理基準委員会報告書第1号(2022年6月16日)、品質管理基準委員会報告書第2号(2022年6月16日)及び監査基準委員会報告書220(2022年6月16日)と同時に適用する。さらに、本報告書(2022年10月13日及び2023年1月12日)のうち、倫理規則に関する事項は、2023年4月1日以後開始する事業年度に係る財務諸表の監査から適用する。ただし、本報告書を、倫理規則(2022年7月25日変更)と併せて2023年4月1日以後終了する事業年度に係る財務諸表の監査から早期適用することを妨げない。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p style="text-align: right;">以 上</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:A14項)</li> <li>— 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul> </li> <li>• 本報告書(2023年1月12日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:A13項及びA14項)</li> <li>— 監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」(2023年1月12日改正) (修正箇所:上記以外の修正箇所)</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 本報告書(2022年10月13日改正)は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。 <ul style="list-style-type: none"> <li>— 倫理規則(2022年7月25日変更) (修正箇所:A14項)</li> <li>— 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(2022年7月21日改正) (上記以外の修正箇所)</li> </ul> </li> </ul>

以 上